

## 入札説明書

宮崎県が行う「みやざき新巨樹100選」案内標柱新設業務委託に係る条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、宮崎県環境森林部環境森林課みやざきの森林づくり推進室に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

### 1 公告日

平成29年11月27日（月）

### 2 競争入札に付する事項

#### (1) 業務の名称

平成29年度「みやざき新巨樹100選」案内標柱新設業務

#### (2) 委託期間

契約締結日から平成30年3月26日まで

#### (3) 業務の仕様書

別添のとおり

### 3 競争入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、入札参加資格確認申請書提出時点において、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県内に本店または営業所を有する者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（昭和46年告示第93号）第2条に規定する入札参加資格を有する者で、物品に関する業種「M-01 看板」に登録されている者であること。

(4) 過去の2年間に看板（案内板・標柱）作成から設置までの業務を受託した実績があること。

(5) 公告日から入札日までのいずれの日においても、指名停止を受けていない者であること。

#### 4 入札参加資格確認申請書の提出及び確認に関する事項

落札候補者は、入札参加資格確認申請書（別紙様式1号）を提出するものとする。

##### (1) 提出期限及び提出場所

ア 提出期限 平成29年12月4日（月）17時15分まで

イ 提出場所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号  
宮崎県環境森林部環境森林課みやざきの森林づくり推進室

##### (2) 提出物

入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

##### (3) 提出方法

持参又は郵送による。なお、郵送による場合は書留郵便又はそれと同等の手段に限る。

##### (4) 入札参加資格の確認結果

資格確認は、申請書等が提出された日の翌日から起算して2日以内に行う。

#### 5 入札説明会及び入札に関する質問等

入札説明会は実施しない。ただし、本件入札に関する質問及び回答は、次によるものとする。

##### (1) 質問

ア 期限 平成29年12月4日（月）17時15分まで

イ 質問先 宮崎県環境森林部環境森林課みやざきの森林づくり推進室  
豊かな森林づくり担当

ウ 質問方法 電子メールによる。

E-mail : miyazaki-morizukuri@pref.miyazaki.lg.jp

##### (2) 回答

ア 回答方法 個別に電子メールで通知する。

イ その他 期限後の質問及び電子メール以外による方法での質問については、回答しない。

#### 6 入札及び開札の日時等

(1) 日時 平成29年12月7日（木）16時00分

(2) 場所 宮崎県庁7号館2階環境森林部会議室  
（宮崎市橘通東2丁目10番1号）

(3) 開札には、入札者又はその代理人が立ち会わなければならない。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(4) 開札をした場合において、落札候補者がいない場合は再度の入札を行う。

(5) 入札の方法

ア 入札は、入札書（別紙様式2）に必要事項を記載し、記入押印の上、封書によって行わなければならない。

イ 郵送等による入札は認めない。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載しなければならない。

エ 代理人が入札を行う場合は、委任状（別紙様式3）を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して押印しておかななければならない。

オ 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。

カ 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取り消す。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付が免除されることがある。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除されることがある。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

イ 契約を締結しようとする者が過去2年間の間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

## 8 入札の効力

次の(1)から(7)のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することができない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

## 9 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札候補者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 資格審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たすことが認められた場合には、

落札者とし、落札決定通知書（別紙様式4）を送付する。